

日医発第 591 号(健Ⅱ233)

令和 2 年 8 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男

(公印省略)

令和 2 年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について

今般、令和 2 年度「自殺予防週間」への協賛と啓発活動等の推進について、厚生労働省より本会に対して、別添のとおり協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条では、9 月 10 日から 9 月 16 日までの 1 週間を「自殺予防週間」と位置づけ、国及び地方公共団体は啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されております。

また、自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への本週間の周知、協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、「厚生労働省令和 2 年度『自殺予防週間』ポスター」（別添見本）につきましては、日本医師会雑誌（令和 2 年 9 月号）に同封し、会員へ配布するとともに、厚労省ホームページに掲載予定でありますことを申し添えます。

参自発0701第1号
令和2年7月1日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（公 印 省 略）

令和2年度「自殺予防週間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第7条第2項において、9月10日から9月16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明けには10代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

については、貴団体におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺予防週間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。なお、前述の通り、

自殺予防週間に向けた啓発活動として、8月中から出来るだけ多くの国民の方々に見ていただけるよう、積極的な掲示をお願いいたします。

広報ポスターは、7月下旬に順次発送いたします。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴団体が令和2年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により7月10日（金）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しております。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺予防週間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)
- (2) 複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺予防街頭キャンペーン

概要 駅前でチラシやポケットティッシュを配布する。

(実施箇所：全国47箇所の地方■■■局)

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111 (内線2839)

担当者：坪井、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

いつもと様子が違う

そんなとき

ちょっと気にかけてみる

声をかけてみる

助けて

苦しい

悲しい

その声かけが、
ゲートキーパーへの
第一歩。

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、
必要な支援につなげ、見守る人のこと。

令和2年度 自殺予防週間 9/10(木)~9/16(水)

こころの
健康相談統一
ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ
☎ 0570-064-556 ※有料
相談対応曜日・時間は
都道府県によって異なります。
でも しさいち とおふん せいかいしてし じし
電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の公的な相談機関につながります。

SNS相談案内



LINE・チャットで
相談ができます。

よりそい
ホットライン

24時間対応

フリーダイヤル つなく ささえる
☎ 0120-279-338 ※無料
一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

FAXでの相談の方 **☎ 03-3868-3811**

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方

フリーダイヤル つなく つつむ
☎ 0120-279-226 ※無料
ガイド線で専門的な対応も選べます(外国語含む)

IP電話及びLINE OUTからおかけの方

050-3655-0279 ※有料

支援情報検索サイト



電話、メール、SNSなど
様々な方法の相談窓口を
紹介しています。

詳しくは 厚生労働省 自殺対策

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本医師会